

足場関係の労働安全衛生規則改正について

2009.6.1 施行

1 6009.6.1 施行の規則改正（足場関係）に関わりのある条項は、労働安全衛生規則のうち、次の各条項であること。

第2編 安全基準

第10章 通路、足場等

第1節 通路等（第540条－第558条）

第2節 足場

第2款 材料等（第559条－第563条）

第2款 足場の組立て等における危険の防止（第564条－第568条）

第11章 作業構台（第575条の2－第575条の8）

第4編 特別規制

第1章 特定元方事業者等に関する特別規制（第634条の2－第664条）

2 編注

囲い内

は、足場関係労働安全衛生規則の一部改正に係る施行通達（平成21年3月11日付け基発第0311001号）のうち、「第2-改正の要点」、「第3-細部事項」として示されているものであること。

(架設通路)

第552条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 丈夫な構造とすること。

二 こう配は、30度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが2メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。

三 こう配が15度をこえるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。

四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。

イ 高さ85センチメートル以上の手すり

ロ 高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）

五 たて坑内の架設通路でその長さが15メートル以上であるものは、10メートル以内ごとに踊場を設けること。

六 建設工事に使用する高さ8メートル以上の登さん橋には、7メートル以内ごとに踊場を設けること。

〔施行通達〕

改正の要点

3 事業者は、架設通路の墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けなければならないものとしたこと。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができるものとしたこと。（安衛則第552条関係）

(1) 高さ85センチメートル以上の手すり

(2) 高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）

細部事項

2 安衛則第552条関係

(1) 第4号の「丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る」とは、繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものについては認めない趣旨であること。

(2) 第4号ただし書の場合において、作業の必要上臨時に同号イ又はロに掲げる設備を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

(3) 第4号イ及びロの「高さ」とは、架設通路面から手すり又はさんの上縁までの距離をいうものであること。

(4) 第4号ロの「さん」とは、労働者の墜落防止のために、架設通路面と手すりの中間部に手すりと平行に設置される棒状の丈夫な部材をいうものであること。

(5) 第4号ロの「これと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア 高さ35センチメートル以上の幅木

イ 高さ35センチメートル以上の防音パネル(パネル状)

ウ 高さ35センチメートル以上のネットフレーム(金網状)

エ 高さ35センチメートル以上の金網

オ 架設通路面と手すりの間において、労働者の墜落防止のために有効となるようにX字型に配置された2本の斜材

(作業床)

第563条 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一 床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。(表)

二 つり足場の場合を除き、幅は、40センチメートル以上とし、床材間のすき間は、3センチメートル以下とすること。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場(妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。)にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「手すり等」という。)及び中さん等

四 腕木、布、はり、脚立(きやたつ)その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によつて破壊するおそれのないものを使用すること。

五 つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように二以上の支持物に取り付けること。

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備(以下「幅木等」という。)を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

2 前項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 幅が20センチメートル以上、厚さが3・5センチメートル以上、長さが3・6メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。

イ 足場板は、三以上の支持物にかけ渡すこと。

ロ 足場板の支点からの突出部の長さは、10センチメートル以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの18分の1以下とすること。

ハ 足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、20センチメートル以上とすること。

二 幅が30センチメートル以上、厚さが6センチメートル以上、長さが4メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに定める措置を講ずるとき。

3 労働者は、第一項第三号ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

[施行通達]

改正の要点

4 事業者は、足場(一側足場を除く。(1)において同じ。)における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならないものとしたこと。(安衛則第563条関係)

(1) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場(妻面に係る部分を除く。以下同じ。)にあつてはア又はイ、わく組足場以外の足場にあつてはウに掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。

ア 交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

イ 手すりわく

ウ 高さ85 センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「手すり等」という。)及び中さん等

(2) 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10 センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備(以下「幅木等」という。)を設けるものとしたこと。ただし、(1)の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでないこと。

細部事項

3 安衛則第563条関係

(1) 第1 項第3 号の「丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る」とは、繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものについては認めない趣旨であること。

(2) 第1 項第3 号のただし書の場合において、作業の必要上臨時に同号イからハまでに掲げる設備を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

(3) 第1 項第3 号の「わく組足場(妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。)」とは、わく組足場のうち、妻面を除いた部分を対象とする趣旨であり、わく組足場の妻面に係る部分については、「わく組足場以外の足場」として、同号ハの措置を講じなければならないこと。

(4) 第1 項第3 号イの「高さ」とは、作業床からさんの上縁までの距離をいうものであること。

(5) 第1 項第3 号イの「さん」とは、労働者の墜落防止のために、交さ筋かいの下部のすき間に水平に設置される棒状の丈夫な部材をいうものであること。

(6) 第1 項第3 号イ及び第6 号の「幅木」とは、つま先板ともいい、物体の落下及び足の踏みはずしを防止するために作業床の外縁に取り付ける木製又は金属製の板をいうものであること。

(7) 第1 項第3 号イの「これらと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア 高さ15 センチメートル以上の防音パネル(パネル状)

イ 高さ15 センチメートル以上のネットフレーム(金網状)

ウ 高さ15 センチメートル以上の金網

(8) 第1 項第3号ロの「手すりわく」とは、作業床から高さ85 センチメートル以上の位置に設置された手すり及び作業床から高さ35 センチメートル以上50 センチメートル以下の位置等に水平、鉛直又は斜めに設置されたさんより構成されたわく状の丈夫な側面防護設備であつて、十分な墜落防止の機能を有するものをいうものであること。なお、手すりわくについては、別図に示すものがあること。

(9) 第1 項第3 号ハの「高さ」とは、作業床から手すりの上縁までの距離をいうものであること。

(10) 第1 項第3 号ハの「これと同等以上の機能を有する設備」とは、次に掲げるものがあること。

ア 高さ85 センチメートル以上の防音パネル(パネル状)

イ 高さ85 センチメートル以上のネットフレーム(金網状)

ウ 高さ85 センチメートル以上の金網

(11) 第1 項第6号の「メッシュシート」とは、足場等の外側構面に設け、物体が当該構面から落下することを防止するために用いる網状のシートをいい、作業床と垂直方向に設けるものであること。

(12) 第1 項第6号の「これらと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア 高さ10 センチメートル以上の防音パネル(パネル状)

イ 高さ10 センチメートル以上のネットフレーム(金網状)

ウ 高さ10 センチメートル以上の金網

(13) 第1 項第6号のただし書の場合において、作業の必要上臨時に幅木等を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

(点検)

第567条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第563条第1項第3号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 四 第563条第1項第3号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- 五 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- 六 脚部の沈下及び滑動の状態
- 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 九 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果
- 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

[施行通達]

改正の要点

5 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた4の(1)のアカからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第567条関係）

6 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更（7において「悪天候等」という。）の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第567条関係）

- (1) 4の(1)のアカからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- (2) 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

7 事業者は、悪天候等の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。（安衛則第567条関係）

- (1) 当該点検の結果
- (2) (1)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

細部事項

4 安衛則第567条関係

第3項の「足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であつて、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。

(つり足場の点検)

第568条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第2項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

[施行通達]

改正の要点

8 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、6の(1)及び(2)に掲げる事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第568条関係)

細部事項

(作業構台についての措置)

第575条の6 事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

一 作業構台の支柱は、その滑動又は沈下を防止するため、当該作業構台を設置する場所の地質等の状態に応じた根入れを行い、当該支柱の脚部に根がらみを設け、敷板、敷角等を使用する等の措置を講ずること。

二 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部又は取付部は、変位、脱落等が生じないよう緊結金具等で堅固に固定すること。

三 高さ2メートル以上の作業床の床材間のすき間は、3センチメートル以下とすること。

四 高さ2メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、**手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）**を設けること。ただし、作業の性質上手すり等及び**中さん等**を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に**手すり等又は中さん等**を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

[施行通達]

改正の要点

9 事業者は、作業構台の高さ2メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等(それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。(安衛則第575条の6 関係)

細部事項

5 安衛則第575条の6 関係

(1) 第4号の「丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る」とは、繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものについては認めない趣旨であること。

(2) 第4号のただし書の場合において、作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

(点検)

第575条の8 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 支柱の滑動及び沈下の状態
- 二 支柱、はり等の損傷の有無
- 三 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 四 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- 五 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 六 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- 七 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果
- 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

[施行通達]

改正の要点

10 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第575条の8 関係)

11 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更(12において「悪天候等」という。)の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第575条の8 関係)

12 事業者は、悪天候等の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。(安衛則第575条の8 関係)

(1) 当該点検の結果

(2) (1)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

細部事項

6 安衛則第575条の8関係

第3項の「作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であつて、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。

(足場についての措置)

第655条 注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。

二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付け部のゆるみの状態

ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

ニ 第563条第1項第3号イからハマまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態

ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態

チ 建地、布及び腕木の損傷の有無

リ 突りようとり索との取付け部の状態及びつり装置の歯止めの機能

三 前二号に定めるもののほか、法第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第2編第10章第2節(第559条から第561条まで、第562条第2項、第563条、第569条から第572条まで及び第574条に限る。)に規定する足場の基準に適合するものとする。

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

[施行通達]

改正の要点

13 注文者は、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について次の措置を講じなければならないものとしたこと。(安衛則第655条関係)

(1) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、6の(1)及び(2)に掲げる事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとしたこと。

(2) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。

ア 当該点検の結果

イ アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

細部事項

7 安衛則第655条関係

第2項の「足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、注文者(元方事業者)が請け負ったすべての仕事が終了するまでの間をいうものであること。

(作業構台についての措置)

第655条の2 注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。

一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを作業構台の見やすい場所に表示すること。

二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ 支柱の滑動及び沈下の状態

ロ 支柱、はり等の損傷の有無

ハ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

ニ 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態

ホ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

ヘ 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無

ト 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

三 前二号に定めるもののほか、第2編第11章(第575条の2、第575条の3及び第575条の6に限る。)に規定する作業構台の基準に適合するものとしなければならない。

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

[施行通達]

改正の要点

14 注文者は、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならないものとしたこと。(安衛則第655条の2 関係)

(1) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとしたこと。

(2) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。

ア 当該点検の結果

イ アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

細部事項

8 安衛則第655条の2関係

第2項の「作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、注文者(元方事業者)が請け負ったすべての仕事が終了するまでの間をいうものであること。